

## 質 問 回 答 書

件 名 公立大学法人前橋工科大学で使用する電気

**参考資料**  
**平成29年度実施時質問回答**  
**H29.11.15 大学HP掲載**

下記のとおり、回答します。

| No                             | 質 問  | 回 答  |
|--------------------------------|--|--|
| <b>●現在の契約に関する質問</b>            |  |  |
| 1                              | 現在の契約での計量日を教えてください。  | 毎月15日です。   |
| 2                              | 自家発電補給契約をしていれば、その内容を教えてください。   | 自家発電補給契約はしていません。   |
| <b>●入札内訳書及び電気料金の計算方法に関する質問</b> |  |  |
| 3                              | 入札内訳書に記入する基本料金単価、従量料金単価は税抜きでしょうか。  | 入札内訳書(様式第7号)の基本料金単価(b欄)、従量料金単価(f欄)は税込価格を記入してください。<br>非課税事業者の場合は税額相当分を加算した金額を記入してください。  |
| 4                              | 入札内訳書に記入する基本料金単価、従量料金単価の端数処理の方法を教えてください。   | 小数点以下第2位まで記入してください。基本料金単価、従量料金単価の税込価格の算定に際し生じる小数点第3位以下の端数処理(四捨五入、切り捨て、等)は各事業者の判断で行ってください。<br>なお契約は入札内訳書記載の基本料金単価、従量料金単価(小数点第2位まで)で行います。  |
| 5                              | 入札内訳書は、基本料金と電力量料金の欄で構成されていますが、この他に別途割引料金を適用して、電気料金を請求したいと考えています。入札内訳書に割引額の欄を追加することは可能でしょうか。<br>また、契約書上も基本料金、電力量料金と別に割引単価を設定することは可能でしょうか。 | 入札内訳書への割引料金欄の追加は不可とします。割引額相当分については、基本料金単価、従量料金単価へ反映をしてください。<br>なお基本料金単価、従量料金単価に割引額相当分が反映されている場合でも、契約は入札内訳書記載の基本料金単価、従量料金単価(小数点第2位まで)で行います。<br>契約書への割引に関する条項の追加については、双方協議の上で可能とします。 |
| 6                              | 実際の料金算定にあたっては、各月の実測力率により基本料金を算定することとし、電力量料金については当該月の燃料費調整単価による調整を行うことよろしいでしょうか。  | 問題ありません。   |
| 7                              | 支払期限日および遅延利息について、それぞれ「乙への料金の支払期限は乙の定める約款等の規定によるものとする。」「支払期日までに支払われない場合には電気需給約款に定める延滞利息を申し受ける」といった、契約条項にさせていただくことは可能でしょうか。                | 双方協議の上決定します。   |
| 8                              | 契約単価および電気料金請求時は税込み単価で問題ないでしょうか。  | 税込単価で問題ありません。  |

| ●様式等入札に関する質問     |   |  |
|------------------|---|--|
| 9                | 入札書、委任状に記載する日付を教えてください。   | 入札執行日をご記入ください。   |
| 10               | 請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとしますが、よろしいでしょうか。       | 請求時の電気料金の計算方法も入札内訳書（様式第7号）記載の計算方法としてください。<br>基本料金及び電力量料金は掛け放しとし、月料金は小数点以下を切り捨てとしてください。 |
| 11               | 入札用封筒に指定の記載事項があれば教えてください。   | 指定の記載事項はありませんが、下記をご記入ください。<br>①件名<br>②入札実施日<br>③入札者名（商号又は名称）<br>④「入札書在中」（朱書き）          |
| 12               | 封筒の大きさや封印方法等の指定があれば教えてください。   | 封筒の大きさ及び封印方法の指定はありません。<br>提出前の入札書の内容確認を可能とするため、封かんは要しません。                              |
| 13               | 2回目の入札を辞退する場合の申出方法を教えてください。   | 2回目の入札を辞退する旨が確認できれば問題ありません。<br>2回目の入札書提出時に入札書（様式第6号）入札金額欄に「入札辞退」とご記入ください。              |
| 14               | 開札に代理人が立会う場合、委任状は必要でしょうか。   | 代理人が入札しようとする場合は、委任状（様式第4号）の提出が必要です。  |
| 15               | 開札に代理人が立会う場合、入札書および内訳書への押印は、代表者印と代理人印、両方が必要でしょうか。                                     | 代理人が入札しようとする場合は、入札書（様式第6号）及び入札内訳書（様式第7号）に代表者印と代理人印の両方を押印が必要となります。                      |
| 16               | 入札書と入札内訳書は、ホッチキス留め、割印等が必要でしょうか。   | ホッチキス留め、割印等は不要です。入札書提出時に計算の根拠となる入札内訳書を同封してしてください。                                      |
| ●入札資格確認申請書に関する質問 |   |  |
| 17               | 契約実績等は守秘義務契約の関係から、ご要望に対しすべてを開示することが出来ない場合がありますが、最低限必要な項目はどの部分になりますでしょうか。              | 最低限必要な事項は下記のとおりとなります。<br>・契約の相手方<br>・契約期間<br>・規模（契約電力及び（想定）使用電力量）                      |
| 18               | みなし小売り電気事業者（旧一般電気事業者）であっても、供給能力等を証明する書類の提出は必要でしょうか。                                   | 提出をお願いします。   |
| ●計量に関する質問        |   |  |
| 19               | 計量日は使用期間末日の翌日午前0時00分となりますが、よろしいでしょうか。<br>例：使用期間が3月10日から4月9日の場合、計量日は4月10日午前0時00分となります。 | 問題ありません。   |
| 20               | 本業務の計量日について、現在されている契約での計量日を基準とすることは可能でしょうか。   | 可能です。  |

| ●契約に関する質問      |   |  |
|----------------|---|--|
| 21             | 契約書締結時、契約内容について一部変更したい場合、協議を行うことは可能でしょうか。契約書変更が不可能な場合、協定書を別途締結させていただくことは可能でしょうか。  | 協議可能です。  |
| 22             | 契約期間中において、地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能でしょうか。  | 協議の上変更可能です。  |
| 23             | 地域の旧一般電気事業者において、燃料費調整単価の算定方法の見直しが行われた場合、本契約においても同様に見直しが行われるものと考えてよろしいでしょうか。それとも、契約時の燃料費調整単価の算定方法のまま、契約期間内は変更なしとなりますでしょうか。 | 本契約においても同様に見直しを行います。   |
| 24             | 契約書（案）があればご提示いただけますでしょうか。   | 契約書については双方協議の上作成することとします。  |
| 25             | 契約書や覚書の内容について協議することは可能でしょうか。<br>また、契約書にない細目的事項に関しては旧一般電気事業者の電気需給約款に依拠する形で契約等を締結することは可能でしょうか。                              | 契約書等の内容については協議可能です。<br>契約書にない細目的事項についても旧一般電気事業者の電気需給約款に依拠する形で契約等を締結することは協議の上で可能です。 |
| 26             | 契約書は落札業者書式にて締結させていただくことは可能でしょうか。  | 双方協議の上決定します。   |
| 27             | 旧一般電気事業者と同様の付帯契約（蓄熱割等）の適用ができませんがよろしいでしょうか。  | 問題ありません。   |
| 28             | 契約協議は電話、メール等での対応でよろしいでしょうか。   | 契約協議は電話、メール等でも問題ありません。   |
| ●支払い・請求等に関する質問 |   |  |
| 29             | 請求金額の支払いについて、振込になるのか、引き落としになるのか、方法を教えてください。   | 振込、引き落としどちらも可能です。<br>支払い方法については双方協議の上決定することとします。                                   |
| 30             | 電気料金の支払い方法について、請求月の翌月末ではなく、別途指定する日付とすることは可能でしょうか。   | 振込の場合は請求月の翌月末払いとします。<br>引き落としの場合は、請求月の翌月末以降の指定の日に限り可能とします。                         |
| 31             | 請求書はWEBページからのダウンロードとなっても問題ないでしょうか。また、検針結果は請求書の内訳をもって検針票に変えているが問題ないでしょうか。  | 請求書がWEBページからのダウンロードとなっても問題ありません。<br>検針結果については、毎月の使用量、最大需要電力及び請求金額が確認できれば問題ありません。   |
| 32             | 毎月の受電月報（30分データ）の提供は、WEBページからのダウンロード（エクセルデータでのご提供）となるが問題ないでしょうか。   | 問題ありません。   |
| 33             | 1施設に対して1枚の請求書の作成となります。分割請求には対応できませんが、よろしいでしょうか。   | 問題ありません。<br>現時点で分割請求の要望はありません。   |

|         |  |   |
|---------|--|---|
| 34      | 分割しての入金の要望がある場合、事前に入金の内訳を教えてください。必要がありますが、問題ないでしょうか。   | 問題ありません。<br>現時点で分割しての支払いの要望はありません。  |
| 35      | 検針結果を書類・データにて報告することはできませんがよろしいでしょうか。WEBにて使用量を確認することはできます。請求書は紙ベースとなり、内訳書を添付致します。                                     | 請求書に添付される内訳書に電気使用量の記載があれば問題ありません。   |
| 36      | 入札説明書の17支払い条件の(1)に「落札者は、毎月定められた日に検針を行い、計量した使用電力量を大学に通知するものとする。」とありますが、WEBの情報が更新されても、FAXやメールでお伝えすることはできませんがよろしいでしょうか。 | 請求書到着時点でWEBの情報が更新されていれば問題ありません。請求書の到着を通知に替えさせていただきます。                       |
| ●その他の質問 |  |   |
| 37      | 旧一般電気事業者から新電力への切り替えは初めてでしょうか。<br>初めての場合、旧一般電気事業者から新電力へ切り替えができることは確認済みでしょうか。  | 初めての切り替えとなります。<br>切り替えについては、旧一般電気事業者に確認済みです。                                |
| 38      | 予備電力があれば、教えてください。  | 予備電力はありません。   |
| 39      | 契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦ください。   | 閉鎖や移転等により電力供給を停止する予定の施設はありません。  |
| 40      | 契約期間中に建替えや増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定されている施設がありましたら、対象施設と工事内容を教えてください。                        | 現時点では電力の契約に影響するような工事の予定はありません。<br>平成30年度中に旧実験棟という建物を解体予定ですが、契約電力には影響はありません。 |
| 41      | 配布資料に改正前の電気事業法上の「一般電気事業者」、「特定規模需要」等の表現があります。それぞれ「みなし小売電気事業者（または一般送配電事業者）」、「特定規模需要⇒削除」と読み替えてよろしいでしょうか。                | 問題ありません。  |

※ 質問文の一部については大学で改変をしています。

※ 確認内容が同一と考えられる質問については1つにまとめています。